

支部制導入と ブロック活動・役員体制について

ブロック活動推進委員会

支部制を導入する背景

1. 宮城県作業療法士会は、東北の他県士会に比べて会員数に対するブロック数が多く、そのため役員（ブロック推進委員やブロック長、事務局員）の数も多い状態であった。
令和3年度はブロック長不在のブロックが3つあり、ブロック推進委員が代理としてブロック長を兼任していただいた。
→後任人選に苦慮する状況であった。
2. 令和3年度は、3つの研修会（自由テーマ研修、共通テーマ研修、事例報告）の企画・運営をお願いしていた。
→役員の皆様より、企画・運営に大変さを感じるとのことのご意見もいただいた。
3. Zoomを使用した研修会の普及により、ブロック活動の在り方が変遷している。

ブロック活動の役割

1. 近隣の病院・施設のOTとの横のつながり持つ機会となる
2. ブロック研修会の距離・時間的な参加しやすさがある
3. 身近なブロックでの開催による事例発表のしやすさ(心理的な負担減)がある
4. ブロックの活動はその後の県士会の活動の入り口的な役割を持つ
5. 「**代議員選**」の区分

支部制とは

12ブロックの枠組みを残した状態で、12ブロックを4つの支部に分ける。(支部ごとの会員人数のバランスをみて、平成28年度より始まった、ブロック担当型県学会のグループ分けを採用。)

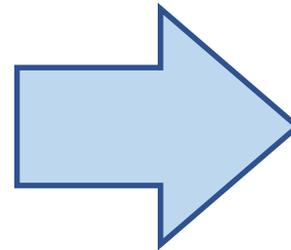
支部名	ブロック			
第1支部	太白ブロック	名取・岩沼 ブロック	仙南ブロック	
第2支部	泉ブロック	黒川・富谷 ブロック	塩釜・多賀城 ブロック	気仙沼・南三 陸ブロック
第3支部	宮城野・若林 ブロック	石巻ブロック		
第4支部	青葉ブロック	大崎ブロック	栗原・登米 ブロック	

ブロック活動と役員体制について

ブロック活動（支部またはブロック単位で企画実施）

旧(令和 3 年度)

自由テーマ研修 (ブロック独自のテーマを挙げて行う研修会)
共通テーマ研修 (全ブロック共通のテーマで行う研修会)
事例報告 (MTDLP 事例検討会を含む)



新(令和 4 年度より)

自由テーマ研修 (ブロック独自のテーマを挙げて行う研修会)
廃止 *適時、士会として Zoom 形式で開催
事例報告 (MTDLP 事例検討会を含む)

ブロック活動と役員体制について

役員体制について

令和3年度の役員体制は…

1つのブロックにつき

事務局員:2名以上

ブロック長:1名 ブロックによっては副ブロック長あり

ブロック推進委員:1~2ブロック毎に1名

ブロック推進委員長:1名

担当理事:3名

×12ブロッ
ク

合計43名

ブロック活動と役員体制について

役員体制について

令和4年度の役員体制は

- 事務局員とブロック長の役割を支部役員という形で新設
- ブロック推進委員は廃止
- 支部役員をブロック推進委員長と担当理事が支援



今年度のブロック活動について

自由テーマ研修は…

支部またはブロック単位で希望する企画があれば実施していただく自由度を設けた形とする。

令和3年度の自由テーマ研修では、

「Zoomを使用した交流会」、「3Dプリンターを知ろう!」、
「どんなことやっている!? 上肢機能・実用のアプローチ」、
「小脳の働きを理解して訓練アプローチを導こう!」、
「自動車運転支援 自動車教習所の教官からお話を聞こう!!」、
「介護保険法における在宅介護の福祉用具について」、
「認知症の本人を中心にした関りを考える」などの
テーマで開催された。

今年度のブロック活動について

事例報告について…

(1)現職者共通研修事例検討会

(2)MTDLP事例検討会

昨年度は、8月末までを第1回締切り、12月末までを第2階締切りとして、教育部が窓口となり発表希望者を募った。

発表希望者が所属する支部またはブロックで開催する。
例えば、第1支部所属のA氏がMTDLP事例検討会での発表を希望した場合、第1支部がMTDLP事例検討会の運営を行う。

今年度においても同様の流れで開催したいと考えている。